



獨逸國ブレーメン郵便管理局勤務オーベル、
ポスト、ブラックチカント、ハツケタール叙勲ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

明治四十二年十二月十日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

五十三

内閣

十一月十一日

243

明治四十二年十二月六日

明治四十二年十二月六日

内閣總理大臣ノ賞勲局總裁

外務大臣上奏獨逸國ブレーメン郵便管理局勤務オーバーポスト、プラクテカント、ハックタール叙勲ノ儀調査スルニ右ハ曩ニ臺灣總督府通信局長鹿子木小五郎同國ニ於テ郵便電信制度調査ノ際親シク説明ノ任ニ當リ同局長ヲシテ充分ノ調査ヲ遂ケシメタル等其ノ功勞顯著ナリトス依テ右功勞ヲ御表彰被遊外務大臣上奏頭書通

内閣

叙勲被仰出可然哉此段允裁ヲ仰ク

獨逸國ブローメン郵便管理局勤務

オールポスト・フラクチカント

作記

勲五等瑞寶章

ハツケタール

右ハ曩ニ臺灣總督府通信局長鹿子木小五郎獨逸國ニ於テ同國郵便電信制度調査ノ際親シク説明ノ任ニ當リ同局長ヲシテ充分ノ調査ヲ遂ケシメタル等其功勞顯著ナルヲ以テ右功績ヲ沸表彰被遊頭書ノ通敘勲被仰出度旨前内務大臣原敬持命全權

外務省

大使男爵珍田捨己ヨリ申立有之候間該勲章被下賜候様仕度此段謹テ奏ス

明治四十二年十二月四日

外務大臣伯爵小村壽太郎



第二七八

獨逸國ブローメン郵便管理局勤務「オール
ポスト」ブラクチカント「ハツケタル」叙勲ノ儀別紙
ノ通上奏候候間可然御取計相成度此候
中進候也

明治四十二年十二月四日

外務大臣伯爵少村壽太郎



内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

外務省

四十二年十二月六日接奉

246